

消 食 基 第 9 2 号
令 和 8 年 2 月 1 9 日

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに
必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づ
き内閣総理大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記の事項につい
ては、同項ただし書に規定されている同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響
評価に行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

1. 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定に基づき定め
られた、食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下
「規格基準告示」という。) 第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の (1)
に示す「2, 4, 5-T」の削除に伴い、「アクリナトリン」の第 2 欄を改
定すること。
2. 規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の (3) に示す「2,
4, 5-T 試験法」を削除すること。
3. 規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の (5) 及び (6)
に示す「カプタホール試験法」を削除すること。
4. 規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の (11) に示す「ダ
ミノジット試験法」を削除すること。

